



自己紹介

Shohei Sugita / 杉田 昌平

弁護士(2011年東京弁護士会登録、入管取次弁護士(2013年～))
 社会保険労務士(2017年～)、第一種衛生管理者(2020年～)
 弁護士法人Global HR Strategy代表社員、JICA国際協力専門員(2021年～)



- 2011年12月 センチュリー法律事務所入所(～2014年12月)
- 2013年4月 慶應義塾大学法科大学院助教(～2015年8月)
- 2015年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所(～2017年8月)
- 2015年6月 名古屋大学大学院法学研究科特任講師
(ハノイ法科大学内日本法教育研究センター)(～2017年8月)
- 2017年9月 センチュリー法律事務所入所(～2021年5月)
名古屋大学大学院法学研究科学術研究員(～2017年9月)
- 2017年10月 名古屋大学大学院法学研究科研究員(～2021年3月)
慶應義塾大学グローバル法研究所研究員(～2019年6月)
ハノイ法科大学客員研究員(～2019年10月)
- 2019年6月 慶應義塾大学法科大学院特任講師(～2021年3月)
- 2020年2月 経済産業省中小企業庁「次世代の担い手研究会」委員
- 2020年9月 厚生労働省委託事業「ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制
適正化調査」検討委員(2020年度、2021年度、2022年度)
- 2020年11月 ASSC=JICA「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」アドバイザー
- 2021年4月 JICA国際協力専門員(外国人雇用/出入国管理関係法令及び労働関係法
例)



外国人雇用は増加している？

3

- 外国人雇用数は、約173万人と過去最大に(厚労省「外国人雇用状況」の届出まとめ(令和3年10月末))。



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(各年10月末現在)

注1：「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師、特定技能等が該当する。

注2：「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。

注3：「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うものである。

注4：「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの(原則週28時間以内)であり、留学生のアルバイト等が該当する。

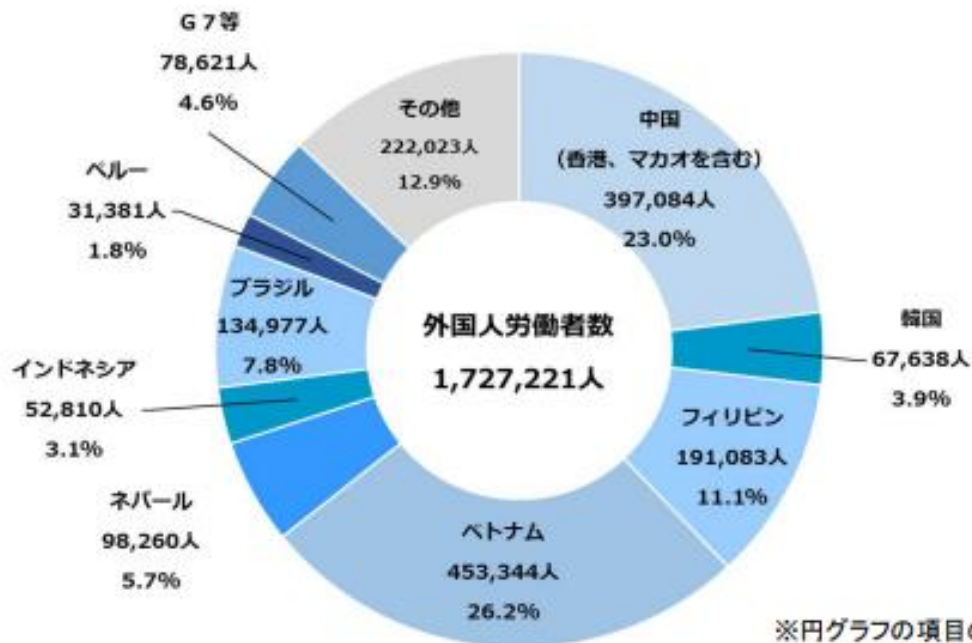
介護分野の外国人受入実績

在留資格	受入実績
EPA介護福祉士・候補者	在留者数:3,155人(資格取得者782人) ※2020年10月1日時点
在留資格「介護」	在留者数:3,794人 ※2021年12月末
技能実習	申請件数:20,005件 認定件数:18,034件 ※2020年10月末時点
特定技能	在留者数:10,411件 ※2022年6月末

出典:「介護分野における 外国人の受入実績等」等から作成

どういった国から来てくれているか

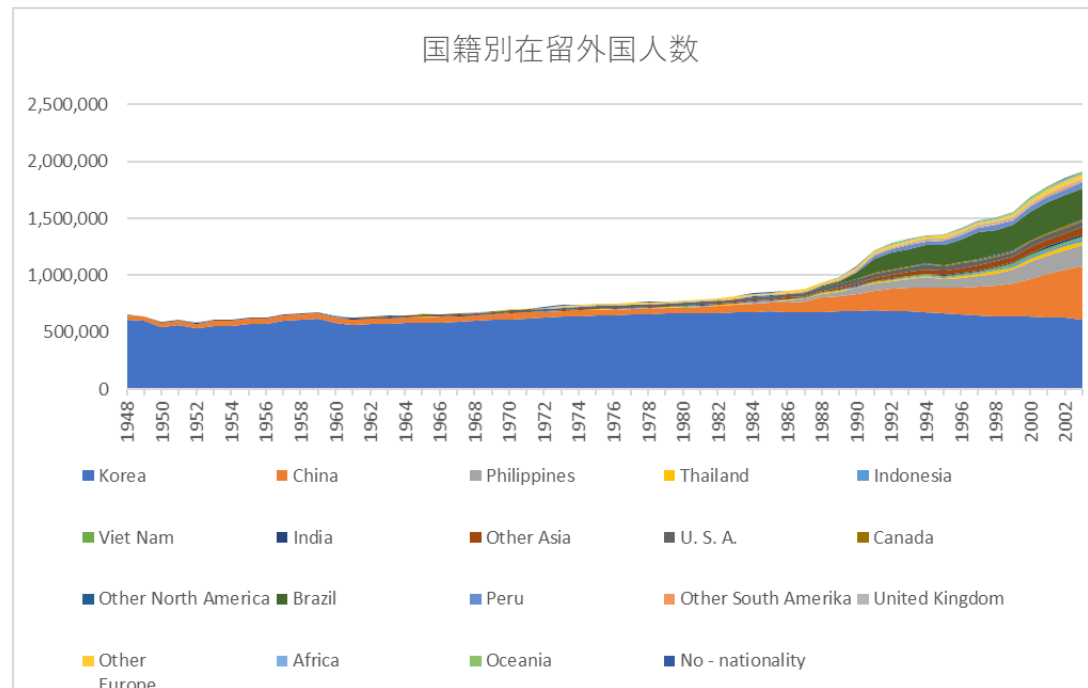
図3 国籍別外国人労働者の割合



※円グラフの項目の順番は、
別表1の項目(国籍)の順番に対応

これまでの日本の労働移動の推移(1)

- 戦後の出入国に関する最大の課題は、引揚げ事業であった。引揚げ事業後は、1980年頃まで、国際移動が少ない少国際移動期が続いた。

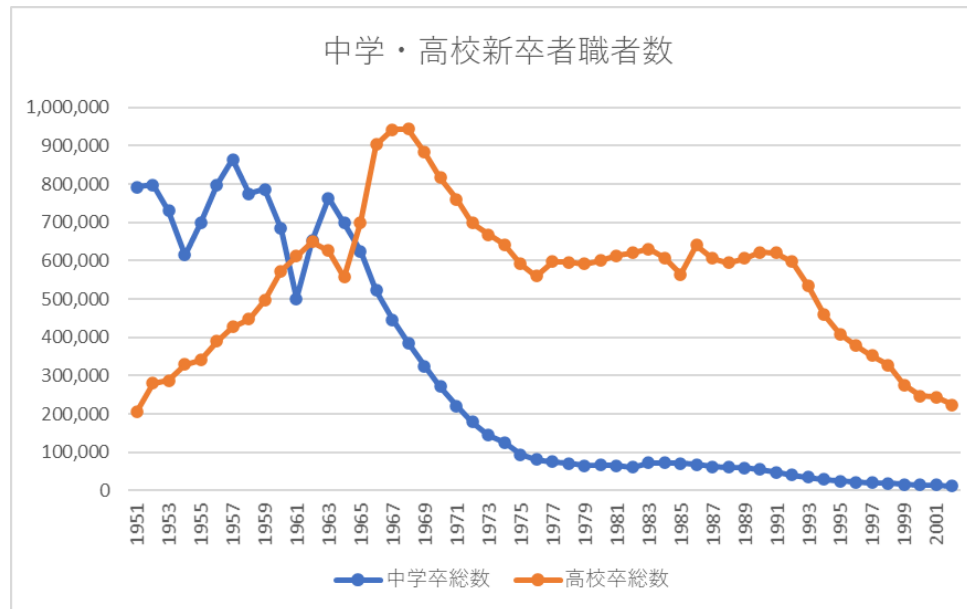


出典：日本長期統計総覧より筆者作成

- この少国際移動期の最終段階である1988年の労働省外国人労働者研究会（座長：小池和男）から1990年にかけて、現行の1990年体制が構築された。

これまでの日本の労働移動の推移(2)

- 少国際移動期においては、集団就職に代表されるとおり、国内における労働移動によって労働力の需給が調整されていた。



出典：日本長期統計総覧（出典：各年度の文部省『学校基本調査』）より筆者作成

- しかし、この国内の労働移動での対応も1990年代に供給力の限界を迎え、多国際労働移動受入国へ転じていった。

これまでの日本の労働移動の推移(3)

■ 「高等学校進路別卒業生数の推移」(文科省・厚労省「高卒者の職業生活の移行に関する研究」最終報告)

区 分	卒業生数 (A～F)	A 大学等 進学者		B 専修学校 (専門課程) 進学者	C 専修学校 (一般課程) 等入学者	D 就職者	E 無業者	F 死亡・ 不詳の者	A、B、 Cのうち 就職して いる者	大学等 進学率 (%)	通信教育 部を除く	就職率 (%)
			うち通信教 育部を除く									
昭和 40 年 3 月	1,160,075	...	294,540	...	*	690,051	164,481	11,003	10,210	...	25.4	60.4
45	1,402,962	...	340,217	...	*	802,817	253,483	6,445	13,899	...	24.2	58.2
50	1,327,407	...	453,842	...	*	576,768	288,625	8,172	14,669	...	34.2	44.6
55	1,399,292	...	445,875	120,076	162,551	581,430	86,243	3,117	18,263	...	31.9	42.9
60	1,373,713	418,952	418,296	156,879	182,079	547,372	66,325	2,106	16,540	30.5	30.5	41.1
61	1,620,425	490,870	490,187	196,465	220,324	622,460	88,753	1,553	17,733	30.3	30.3	39.5
62	1,654,685	512,928	512,297	219,508	230,357	589,205	101,288	1,399	16,492	31.0	31.0	36.6
63	1,653,156	511,491	510,799	235,463	226,394	578,073	100,372	1,363	16,144	30.9	30.9	35.9
平成 元	1,700,789	521,396	520,569	252,995	238,155	590,991	96,058	1,194	15,159	30.7	30.6	35.6
2	1,766,917	539,953	538,890	278,743	247,974	607,737	91,415	1,095	14,593	30.6	30.5	35.2
3	1,803,221	571,340	570,090	281,995	252,614	607,466	88,736	1,070	13,148	31.7	31.6	34.4
4	1,807,175	591,520	590,241	296,249	249,003	584,479	85,100	824	13,179	32.7	32.7	33.1
5	1,755,338	606,304	605,090	290,517	244,065	521,698	91,756	998	13,159	34.5	34.5	30.5
6	1,658,949	598,959	597,849	275,562	230,395	446,613	106,696	724	12,667	36.1	36.0	27.7
7	1,590,720	597,986	596,853	265,892	217,654	395,796	112,510	882	12,118	37.6	37.5	25.6
8	1,554,549	605,619	604,571	262,404	202,073	366,858	116,749	846	10,761	39.0	38.9	24.3
9	1,503,748	611,431	610,492	252,998	180,000	343,600	115,013	706	9,363	40.7	40.6	23.5
10	1,441,061	611,841	611,103	236,841	158,157	320,083	113,562	577	7,589	42.5	42.4	22.7
11	1,362,682	602,078	601,396	228,390	135,165	269,154	127,341	554	6,705	44.2	44.1	20.2
12	1,328,902	599,747	599,120	228,672	125,704	241,703	132,456	620	5,371	45.1	45.1	18.6
13	1,326,844	598,849	598,202	232,625	124,643	240,176	129,875	676	4,329	45.1	45.1	18.4

(注) 1 「大学等進学者」とは、大学の学部・通信教育部・別科、短期大学の本科・通信教育部・別科、高等学校等の専攻科への進学者である。

また進学して同時に就職した者を含む。

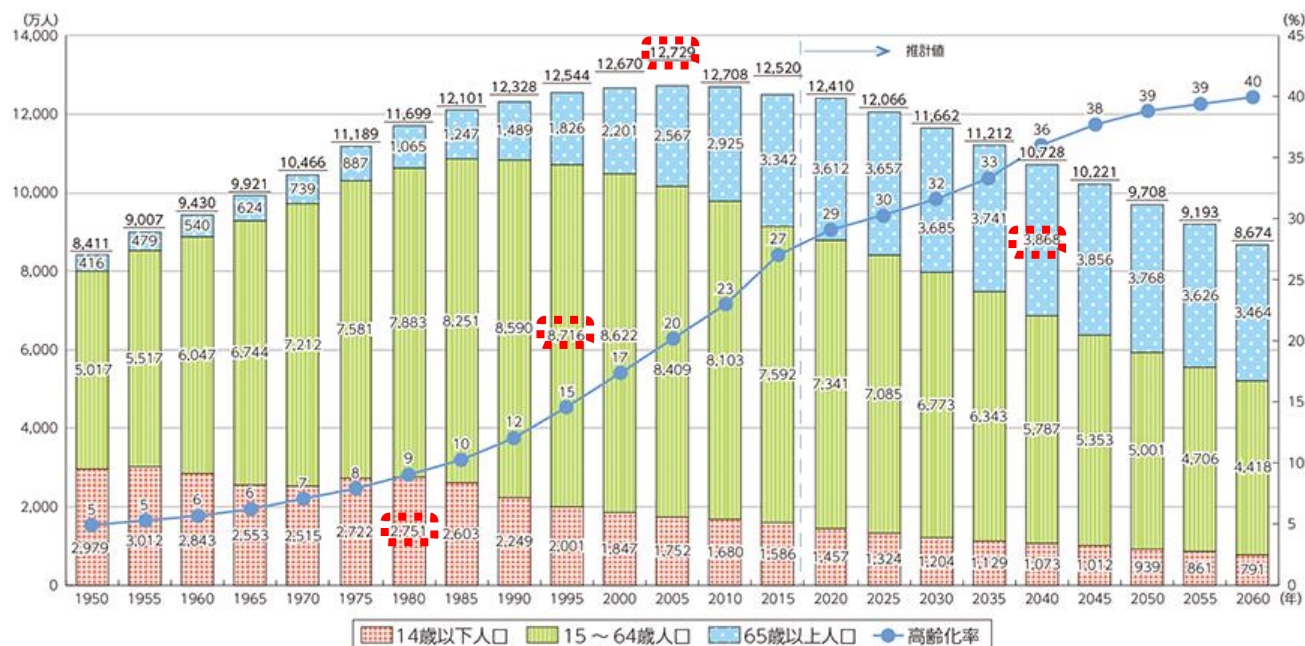
2 「専修学校(一般課程)等入学者」とは、専修学校(一般課程)、各種学校及び公共職業訓練施設等へ入学した者である。

3 *は「無業者」に含まれている。

(出所) 文部科学省「学校基本調査」

これまでの日本の労働移動の推移(4)

- 1990年代に、日本の労働市場への新規参加者の基本的構造は変化した。

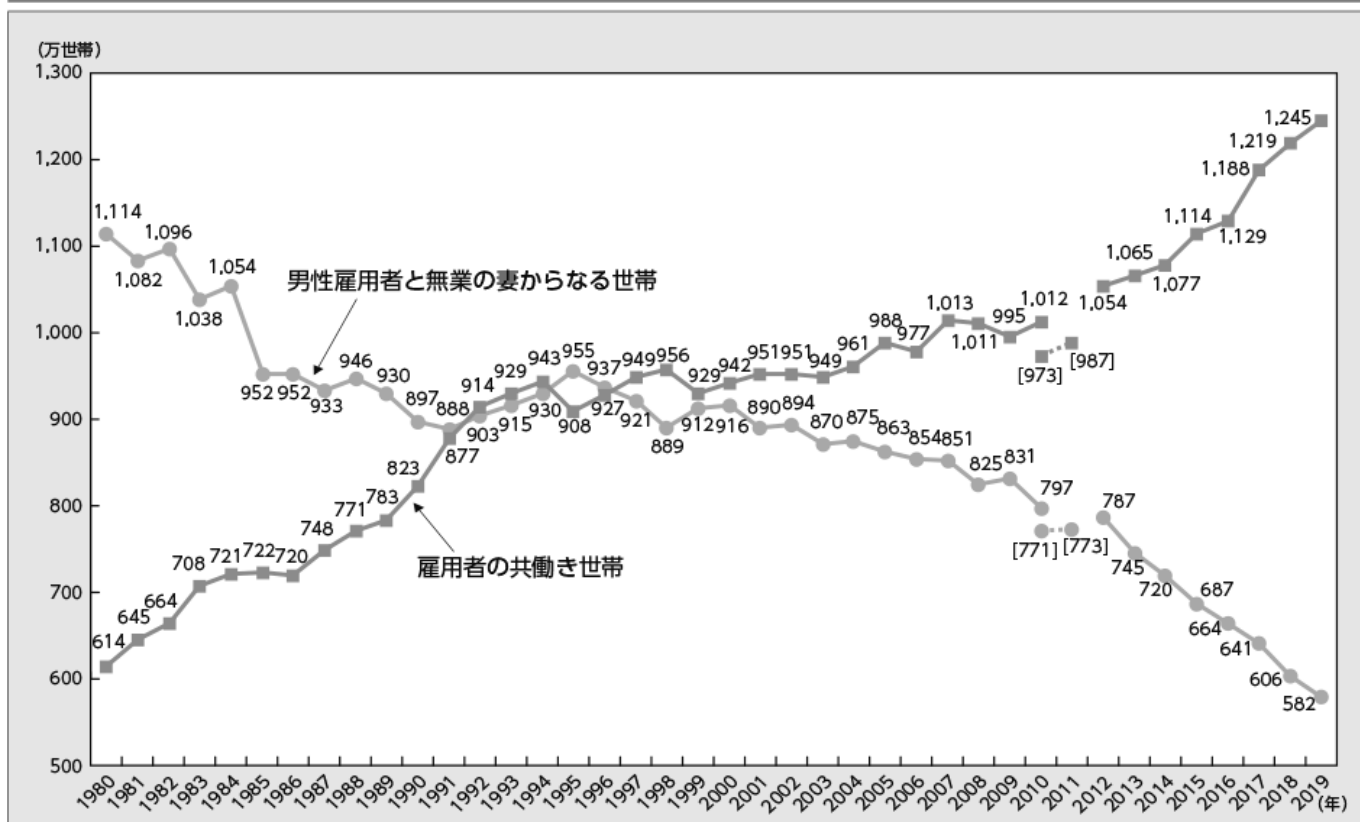


出典：総務省「平成28年版 情報通信白書」

これまでの日本の労働移動の推移(5)

- 若年未熟練労働者の労働市場への参加が減少し、一部がそれまで労働市場に参加していなかった女性・高齢者に向かい、一部が外国人に向かったと思われる。

図表 1-1-3 共働き等世帯数の年次推移



これまでの日本の労働移動の推移(5)

研究1：将来の外国人の受入れに関するシミュレーション

論点1：目標GDP達成に必要な外国人労働者を確保できるか

外国人労働量需要量の推計

■ 目標GDP達成に必要な外国人労働需要量¹

2030年：419万人（2020年比143%増）

2040年：674万人（同291%増）

1. 下記の設定に基づいて推計。

- ・目標GDP：年平均成長率1.24%（厚労省）
- ・資本ストック（自動化・機械化等の設備投資）
 - ベースライン：2040年に2015年比13.9%増（1995年から2015年までのトレンドから設定）
 - 設備投資が促進された場合：同31.2%増（ITバブル崩壊後からリーマンショック前までで最も資本ストックが増加した期間のトレンドから設定）

外国人労働供給ポテンシャルの推計

■ 現行シナリオ（外国人労働者の滞在期間が現行と同等の場合）における外国人労働供給ポテンシャル²

2030年：356万人（需要に対し、63万人不足）

2040年：632万人（需要に対し、42万人不足）

2. 送り出し国からの来日外国人労働者数を、送り出し国の将来の人口動態と経済水準、過去の入国者数のトレンドを考慮して推計。

外国人労働者が滞在期間別に帰国する割合としては、以下の値を設定。

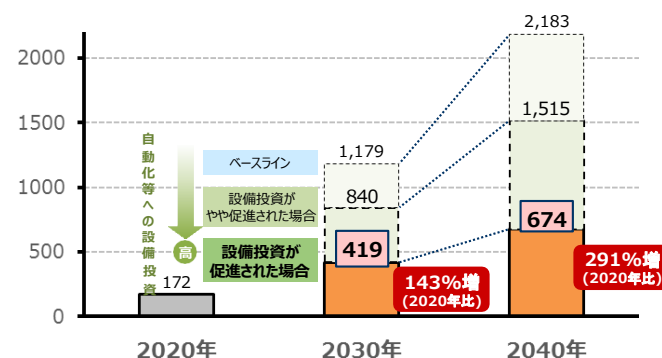
- ・3年後までに帰国する割合：62.3% ・5年後までに帰国する割合：69.0%
- ・10年後までに帰国する割合：73.4%

なお、将来における中国等との競合関係の変化（中国による政策的な移民獲得の強化等）による影響は考慮していない。

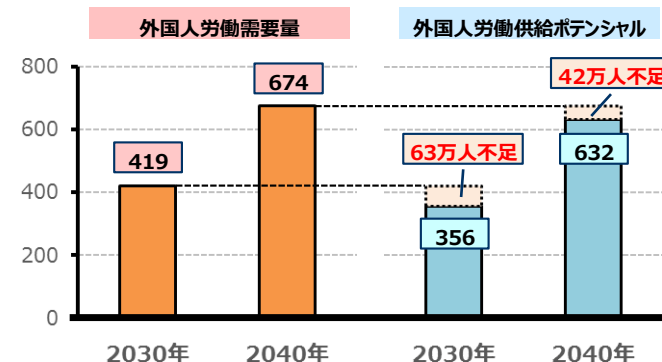
論点2：ギャップ解消に必要な外国人労働者の受入れ方式とは

- 現行の受入れ方式では、目標GDP達成に必要な労働者数を確保できない（供給ポテンシャルが不足する）
- 外国人労働者の滞在期間の長期化などの需要に見合った供給を検討する必要があることが示唆される

目標GDP達成に必要な外国人労働者数（万人）



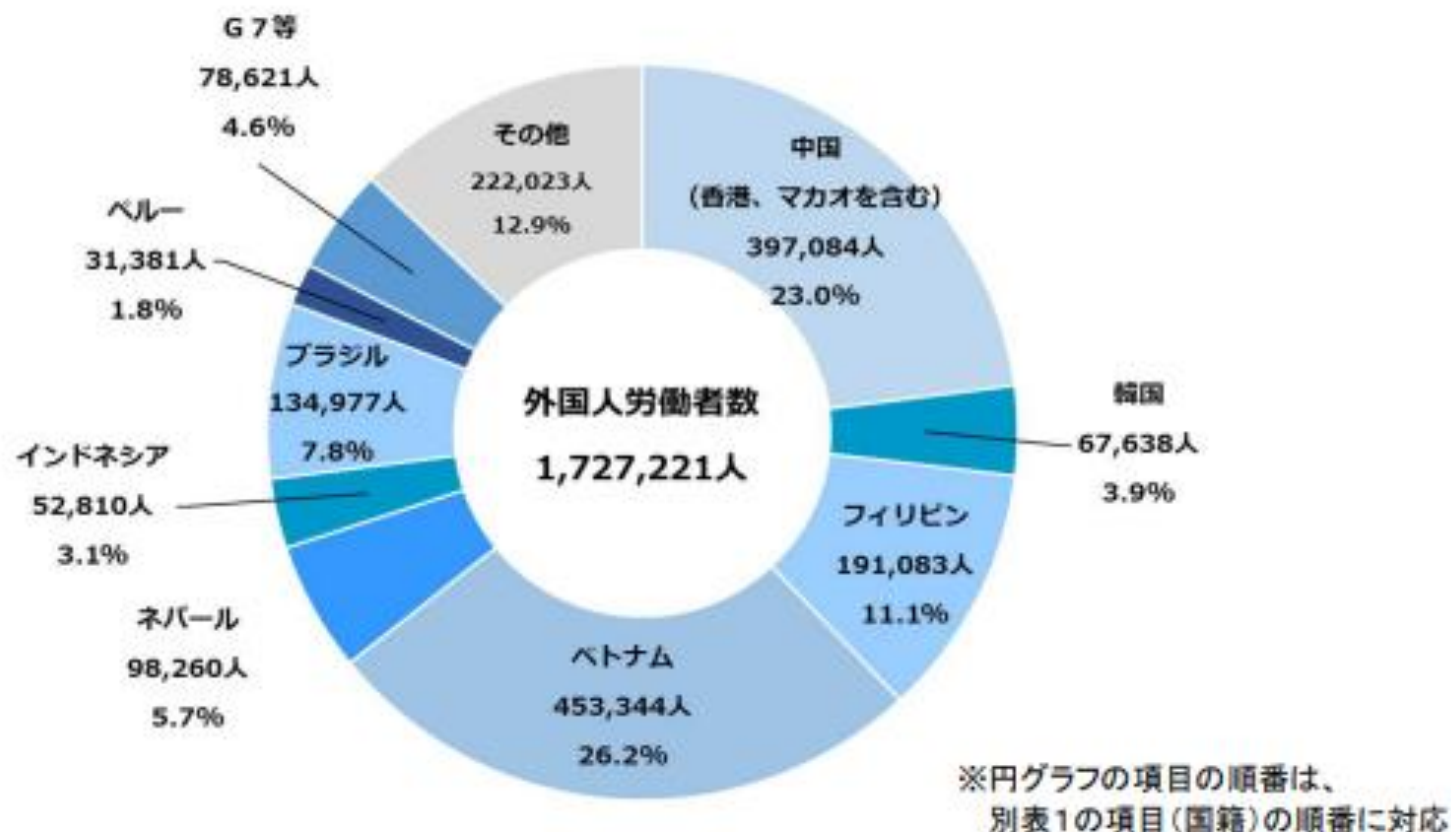
外国人労働者の需給ギャップ（万人）



出典：2030/40年の外国人との共生社会の実現に向けた調査研究

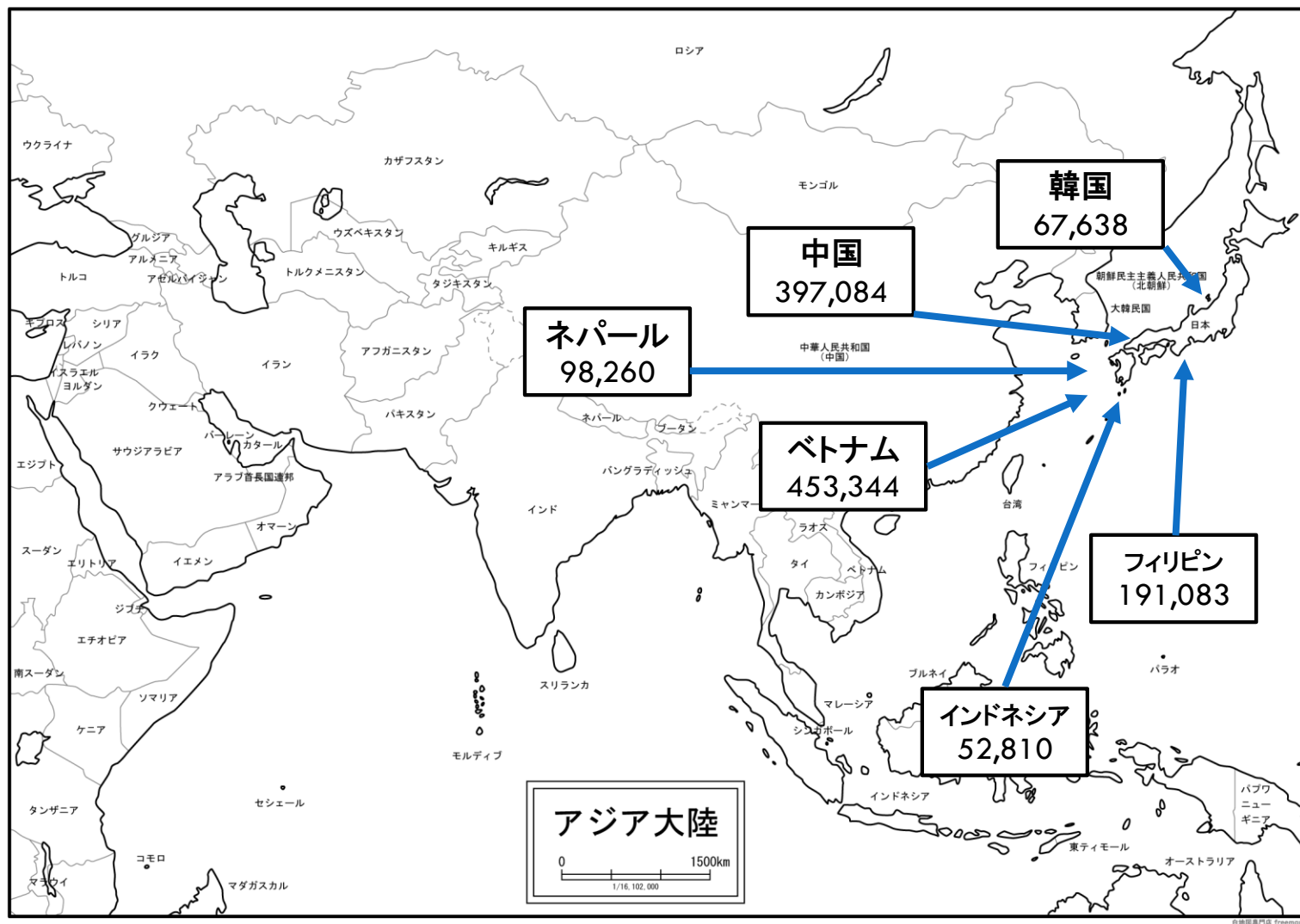
日本と国際労働市場との接続(1)

図3 国籍別外国人労働者の割合



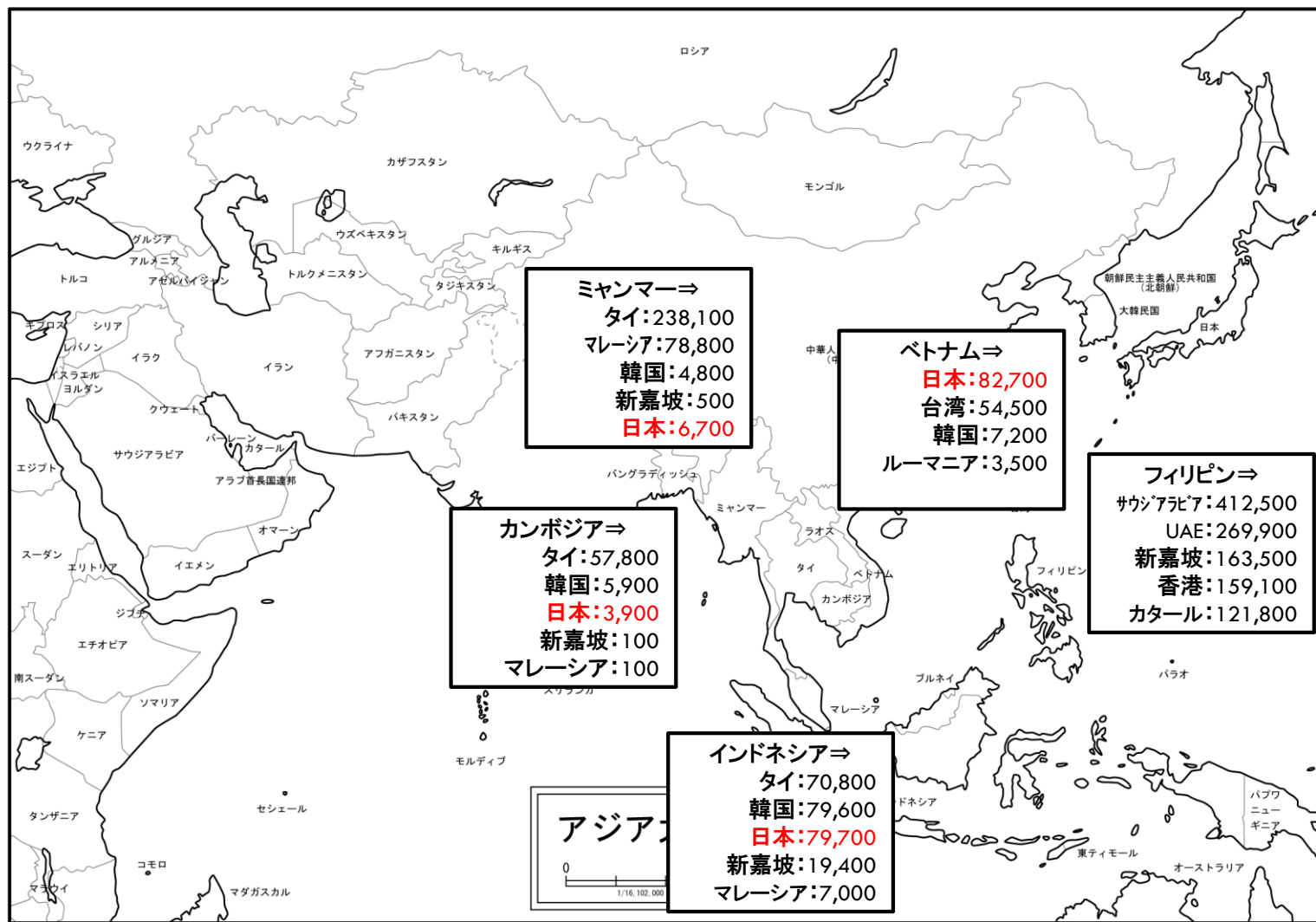
日本と国際労働市場との接続(2)

13



注:フローではなく2021年10月末時点での日本のストック

国際労働市場の存在 (2019年に配置された労働者数)



国際労働市場の存在 (2019年に配置された労働者数)

ミャンマー⇒

タイ:238,100

マレーシア:78,800

韓国:4,800

新嘉坡:500

日本:6,700

タイ⇒

台湾:29,200

日本:9,600

スウェーデン:6,200

マレーシア:7,900

韓国:12,500

ベトナム⇒

日本:82,700

台湾:54,500

韓国:7,200

ルーマニア:3,500

カンボジア⇒

タイ:57,800

韓国:5,900

日本:3,900

新嘉坡:100

マレーシア:100

インド⇒

サウジアラビア:161,100

UAE:76,100

クエート:45,700

カタール:31,800

オマーン:28,400

インドネシア⇒

タイ:70,800

韓国:79,600

日本:79,700

新嘉坡:19,400

マレーシア:7,000

フィリピン⇒

サウジアラビア:412,500

UAE:269,900

新嘉坡:163,500

香港:159,100

カタール:121,800

来日の費用

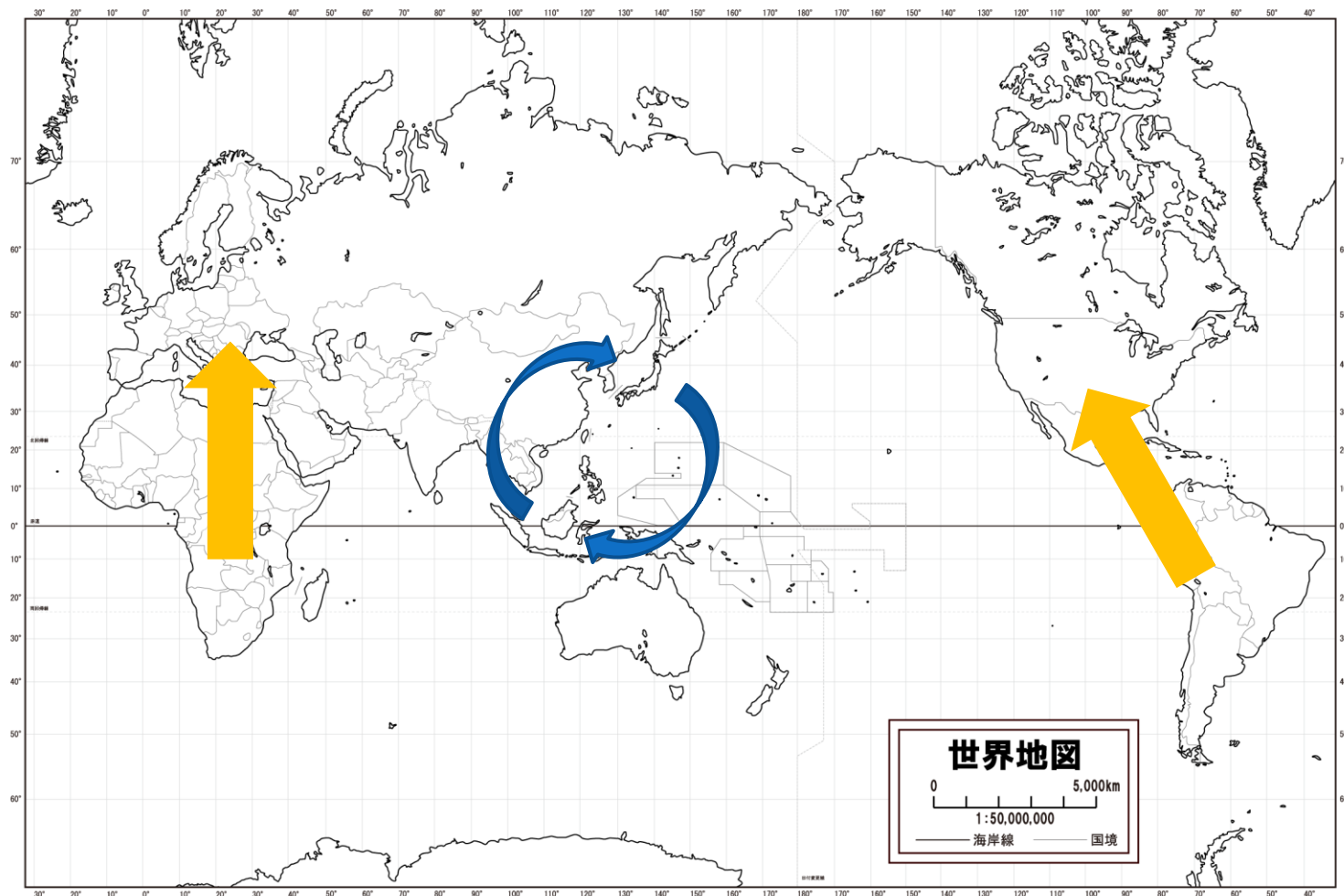
- 令和4年7月26日に出入国在留管理庁より「技能実習生の支払い費用に関する実態調査」(「来日費用調査」)の結果が公表された。
- 来日費用調査の結果によれば、来日前に母国の送出機関又は仲介者(送出機関以外)に支払った費用の総額の平均値は、54万2,311円であり、国籍別では、次の平均値となっている。

	ベトナム	中国	カンボジア	ミャンマー	インドネシア	フィリピン
平均値(円)	688,143	591,607	573,607	287,405	235,343	94,821

- 来日するために母国で借金をしている技能実習生は、アンケート対象の実習生のうち約55%であり、借金の平均額は54万7,788円であり、国籍別の状況は、次のとおり。

	ベトナム	カンボジア	中国	ミャンマー	インドネシア	フィリピン
平均値(円)	674,480	566,889	528,847	315,561	282,417	153,908

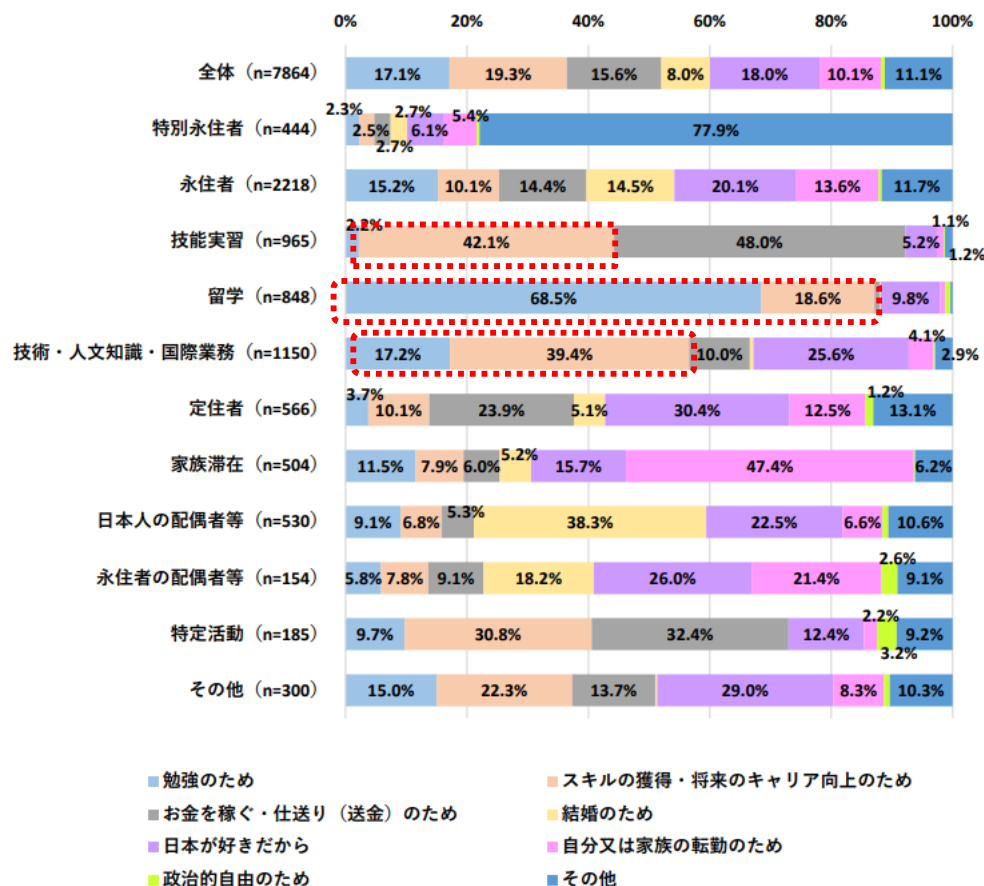
どこまでが国際労働市場として日本が参加している市場なのか？



なぜ日本を選んでくれるのか？

- 入管庁が実施した令和4年8月19日「令和3年度在留外国人に対する基礎調査報告書」の元となった調査報告書によれば、「勉強のため」、「スキルの獲得・将来のキャリア向上のため」であり、人的資本蓄積のために日本を選んでいる人が多い。

図表 47 【在留資格別】日本に来た理由（単一回答）



まとめに代えて

- 日本は、送出国から見た場合、「勉強のため」、「スキル獲得のため」に移動する場合に選ばれているホスト国であるといえる。
- 特に、若年未熟練労働者が不足する中、新卒一括採用方式によりファーストキャリアを得ることができる日本は、国際的な介護労働市場においても優位であると思われる。
- 他方で、人的資本を蓄積した人材が、そのまま日本で就労を続けてくれるかについては、別途検討を要するものであり、一部はドイツやオーストラリア等のより賃金が高い富裕層向け介護での就労現場に移動することも考えられる。
- 本人の選択による自己実現と、日本での担い手を確保することとの両立を目指す場合、現状の日本の国際労働市場での位置づけを踏まえた留学生の受け入れが必要であると思われる。

- 法務省「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本指針」
- 法務省「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(分野別運用方針)」
- 法務省「運用要領」
- 法務省「新たな外国人材の受入れについて」
- 法務省「入国・在留審査要領」
- 本資料では、Apache license version 2.0.のライセンスで配布されているMaterial iconsを使用しています。

- 本資料では、わかりやすさの観点から、以下のとおりの用語を用いる場合があります。
- 出入国管理および難民認定法＝入管法
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律＝技能実習法

ご質問等



ご連絡先

〒107-0052

東京都港区赤坂2丁目19番8号

赤坂2丁目アネックス2階

弁護士法人Global HR Strategy

GHRSLaw事務所

杉田 昌平

03-6441-2996

Sugita.shohei@ghrs.law

ご清聴、ありがとうございました！

ご質問・ご意見・ご相談等、お気軽にお申しつけください。